



【特集1】ACW2の活動 まとめて報告

【特集2】ホームヘルパーの乱

【特集1】ACW2の活動まとめて報告

- ・2019年「対話の土壌をかもす連続ワークショップ」P2
- ・ホットライン体験記 P4
- ・読書会「不平等の再検討」アマルティア・セン P5
- ・ちまちま手仕事の会 P5

※「女性」から考える非正規公務問題

集会に参加してきました P6

【特集2】ホームヘルパーの乱

- ・最低の労働環境(労働基準法の順守)を整える事が豊かな社会への近道 P7

*カンパのお願い/編集後記 P14

*4コマ P16



<特集1> ACWの活動 まとめて報告

ACW2では、「対話の土壌をか・も・す ワークショップ」、「ホットライン—相談員トレーニング講座」、小グループ活動では「ちまちま手仕事の会」、「読書会」等、ACW2会員やまだ会員でない方も参加できる様々な講座や活動を行っています。

あなたもお気に入りの活動に参加して、「ACW2 く・ら・し」を楽しみませんか？

=====

2019年「対話の土壌をかもす連続ワークショップ」

花 一子

働く女性の全国センター(ACW2)のワークショップに参加した。

第一回 怒り、そして対話を分析してみる

まず、自分の好きなものを10個書く。これが意外と大変。時間制限もあるため、テストのように思いついたものからどんどん書いていかないと追いつかない。

「なんて書く〜?」「突然言われても分かんない!」なんて言う暇はない。2、3個はすぐにでてくるが、後はなかなか思いつかない。普段やらなきゃいけないことに忙殺されて、自分が何が好きかなんて考えたことがなかった。

そして、普段いかに自分を大切にしていなかったか思い知った。

その好きなことを書いたシートを持って、全員と共通する内容を見つける。共通項目が多かったのは、「食べる」「映画を観る」だった。「どんな映画を観ますか?」と聞かれて、「直近では新聞記者」と答えると「私もー!!」と。そんな人は私の生活圏内にはいない。かなりの変人だ。私の他にも変人達がいた! かなり嬉しい。

全員と話しをして、一体感が生まれた。よく出来た自己紹介方法だ。

次に自分の怒りの傾向に向き合っていく。最近怒りを感じたこと3シーンを思い出し、シートを埋め

ていく。10分。怒りを感じたとき自分はどんな気持ちだったのか。相手にどうしてほしかったのか。自分の怒りの傾向を確認していく。

私の怒りの傾向は「理解してほしい。」「失礼なことをしないでほしい」だった。

3人が1グループになってシートに書かれたことを聴きあう。一人5分。

発表者を決め、グループごとに出た内容を全員で共有する。10分。

ここで10分休憩。

最新の医学から、怒りを学ぶ。10分。

びっくりしたのは、怒りは当然の感情だが、蓄積されてドカンと火山のように爆発するのではない、という事だ。確かにいつも怒っている人は、怒りが解消されているように見えない。怒りをぶちまけること(怒鳴ったり枕を叩いたり)では怒りの解消にはならない。これは私の古い知識では有効とされていた。常に最新の知識を更新していかないといけない。怒りをぶちまけることで浄化されるのは、問題解決に繋がる時だけだそうだ。私も経験があるのでよく分かる。愚痴を言いあっても、スッキリしないのはそのせいなのか。

言いがちだがNGな言葉を学ぶ。

1. 命令・強調「必ずしなさい」「絶対に～すべき」「しなければならない」
2. 訓戒・説教「～すべきだったんじゃない?」「～するのがあなたの責任でしょ?」
3. アドバイス「一言忠告するとね」「～したらどう?」「～した方がいいんじゃない?」
4. 論理的な説得、論争「問題なのは～」「そう、しかしね～」「あなたがなぜ間違っているかという」と
5. 批判・批評・非難「あなたの側にも問題があるんじゃない?」「努力していないからじゃない?」
6. 同情・慰め「心配することないよ」「頑張って」「大丈夫だから」
7. 話を変えるあてこすり「何か楽しいこと話そうよ」「世の中のこと、自分で全部解決してみれば?」

これは痛かった。特に3は思い当たりがありすぎた。

肯定的に話す練習。相手がそのときどう考えていたか推察し、そこに至った経緯、肯定的に怒りを伝える言葉を考える。シートに個別に記入。10分。

3人グループで共有。発表者を決め、全体で共有。20分。

最後に気がついたことを、話す。一人1分。

全て終えて2時間半。1分の無駄もなく知的なワークショップだった。

これで500円!(一般1000円。しかし年会費が2000円と激安)

私はカウンセリングに定期的に通っているが、保険が効かないため月に数万円かかる。このワークショップは1回でカウンセリング3回分ぐらいのスッキリさがあった。オススメである。

かなりボロいビルの一室を数団体でシェアしている。エレベーターには小さな扇風機が設置してあるが稼働していないし、マットも剥がれかかっている。それが何とも居心地がよい。

本当に弱者に寄り添う団体というのは、儲からないものなのである。

ホットライン体験記

木山智喜

相談員トレーニングを2016年に受けて、2017年の春ぐらいからホットラインの相談員を始めました。もう、2年位になります。

相談員をやろうと思ったのは、派遣社員でいろんな会社に行くと何故かよろず相談所になってしまうので、相談とか向いているのでは？と勘違いしたから。

相談内容は、本当になんでも相談というだけあって解雇されたなどの深刻な労働相談から、生きづらい世の中や働くことの大変な話まで様々です。労働相談は知識がなく、組合などの情報提供が出来ていないと思う。私が、電話とってしまってゴメン。

時々、人からどう思われているか気になるという人に対して、どうでもいいじゃんそんなのと思ってしまう私がいって良くないなと思いつつ、他人は自分ではないから、コントロール出来ないし〜、ほっとけば？とミモフタも無い事を言いそうになる。まあ、私も全く気にしないわけでは無いけど…。ホットラインをやって、何でよろず相談になっていたか分かった気がする。みんなの話に、何でそんな事気にするんだ？と??でただ黙って聞いていただけでした。私は何もしていないが、相手は話を聞いてもらった気分になっていただけで、私が相談に向いているわけでは無かった。

生きづらいとか、働くことの大変さについての話は、ただお話を聞くだけになるけど、聞いてもらえて良かったなど言ってもらえると少しは役立ったかと思いき嬉しい。

経験の無い仕事の話は、へーそんな事するんだとか新たな発見があって、未知の世界をのぞいているみたいで楽しい。

こんな大雑把な人間ですが、私でよければ、全国バラバラに生活している人たちと電話で話してつながって、少しの時間一緒に生きていきたいと思う。

読書会「不平等の再検討」アマルティア.セン

高木

第2章 自由、成果、資源と、第3章 機能と潜在能力(ケイパビリティ)の二章だった。

第1回 序章と1章はとてとても、難しかった。私は第2章のチューターで、週末の二日間を費やしたが、これまた、経済学の言葉も多く、イメージが捉えられず、文章をまとめただけ。

あとから、文庫版のあとがきには、二章は難しいから、飛ばしてもいいとか書いてあったなど分かり。

そんなかんじですが、関係ない様な有る様な意見・感想結構話しています！

あなたも、参加してみませんか？！

次回は、お休みの10月22日(祝)午後2時～

お待ちしております。

ちまちま手仕事の会

高木

毎月一回、7、8人ほどが集まって、ワイワイ、ガヤガヤと、さまざまな手仕事をやっています。

始めは棒針編み、それから刺繍や人によってはレース編みや、日頃後回しにしてしまう繕い物など、それぞれにやりたい物を持ち寄って手を動かしながら、おしゃべりです！！

フェミ話、熱が入ります。本や映画の話、貴重な情報です！その他何でも、たまには職場のguchiなんかも、こっそりと。

楽しく、元気が出ます。あなたも加わりませんか？！

一部、作ったものをのお店に置いてもらい売っている人もいます。儲かりはしませんが、誰かが気に入って身につけてくれるのはいいですね！

私の住む町では、日曜日マルシェというのがあり、みなさんが思い思いにお店を出したりして、手作りを販売しています。楽しそうです。

私には、ACW2のグッズを作り出したいという、壮大な夢があったはずなんです。

これからも、がんばりたいと思います。

「女性」から考える非正規公務問題

集会に参加してきました

～会計年度任用職員制度・相談支援業務から女性の貧困～

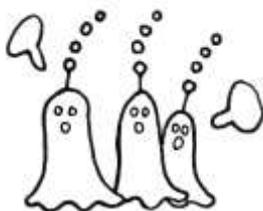
伊藤みどり

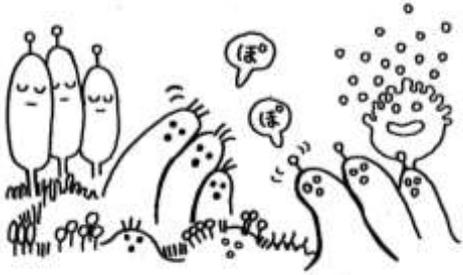
非正規公務問題は、ずっと古くからあり、多くの女性たちが賃金差別や劣悪な処遇についてや雇止めについて労働組合や裁判と言った手段で闘い続けてきた課題です。

しかし、ほとんどが低賃金の女性労働で担われてきたにも関わらず、「女性」から考えることが少なかったと思います。240名も集まりました。

相談員、女性センター職員、図書館司書、ハローワークなど、非正規公務の実態について具体的な現状について非正規公務に従事する人から非常にリアルで厳しい報告がされました。特に印象的だったのは、ACW2のホットラインで最近「ハローワークの職員への苦情」がとても、目立っていたのですが、その背景が明確になるような劣悪なハローワーク非正規の実態報告でした。仕事を紹介する窓口にもかかわらず、ハローワークの非正規公務員が、ほとんどの仕事を担っており、職員同士が就職率を競わされて契約更新毎に行われる公募で契約の更新ができるように仲間同士が敵になり弱肉強食になっている実態は、相談で見聞きしていたより、さらに厳しいものでした。

専門性を要求されても賃金を上げることは無く雇止めの不安にさらされている公務非正規問題。公務員が多すぎるという嘘のキャンペーンのもとに正規公務員が削減された穴埋めを人件費ではなく物品費として商品として穴埋めされてきたのです。当日は、小グループでの参加者同士の意見交換もありました。年1回ACW2でも非正規公務の分科会をしてきましたが、会員の自主的な恒常的な小グループができれば良いなと感じました。





<特集2>

ホームヘルパーの乱

最低の労働環境(労働基準法の順守)を整える事が 豊かな社会への近道

ホームヘルパー藤原るか
(共に介護を学びあい・励まし合いネットワーク主宰)

1. 生きづらさの要因 性差

今回の裁判は、9割が女性職場で、登録型（短時間労働者）労働が8割という現場が、労働基準法も守れない不払いが続いている事に対し問題提起をする裁判です。10月24日に提訴を予定して準備を進めています。

国を相手取って裁判などと考え着くには、大げさなものではないが訳がある。しごく一般的な社会の文化が、自身の生育過程の底にジェンダー（性差）を抱えて生きる人生となったからなのだ。

私の母親は、初めての子どもは「男の子」と決めていた。旧約聖書に出てくる聖人「ルカ伝」のるかを私の名前として選んだだけでなく、着る物から遊ぶものまで「男仕様」で「男に負けるな！」を強調されて育ったのである。

母自身の社会に反発する気持ちを娘に向けたようだが、お蔭で立派な「おてんば娘」として育った。そんな私がスポーツに惹かれたのは自然な事だったかもしれない。スポーツ文化が人権の一部として確立してゆく過程の学びやスポーツの普及運動に身を置いた10代～30代の青春時代は地域や社会、人間を考えるには最適の時期だった。

人間の可能性としてのスポーツは、私の生まれた昭和30年代、「遊び」と云われていて、スポーツ現場は根性論や体罰が横行していた。身を立てるなら体育教師と決めていた私は、シングル家計で大学の費用は捻出できないため、働きながら教員の資格を取る方法しかなかった。しかし、全国中の大学を探したが体育学部に夜間部はなく「学ぶ権利、これを保障する」と書かれた教育基本法はスポーツとは無

縁だった、日本の現状が法律に合っていない！スポーツも人権を守る大事な文化だと主張し、国会議員を訪ね現状を訴えた。「働きながら学べる夜間大学にスポーツ学部はない！」と・・・国会議員に会えれば何とかかなると思っていた私は世間知らずだった。その後もスポーツ予算は国家予算の1%に満たない事が現在でも続いている。そんな状況の中でも健康に効果が有る、ダイエットやストレス発散に有効等とスポーツは社会の中で受いられて、社会的評価は大きく変わっていった。今ではスポーツ憲章の中に「スポーツは国民権利」と書かれ、多くの国民が身近な所でスポーツを享受する環境になっていくという変化を半世紀位の間で体験できた訳です。

2. 家事労働を主にした介護労働者 ホームヘルパー

ボランティアでスイミングのコーチをする私に「コーチにぴったりの仕事がある」と紹介され、ホームヘルパーを知る事となり、34歳の年にスポーツから福祉への道を歩むことになりました。

在宅で過ごす方々の個別で多様な世界で、福祉的には「弱者」と云われるのが、不思議なくらい「自分」をお持ちで、生き抜かれていました。

ヘルパーの仕事は主に家事（生活援助）が主なのですが、家族の健康を考え合理的な生活設計のなかで行われる家事とは全く違った判断がそれぞれにあり、ア・ウェイの世界。ご本人の生活の空気を乱さないように呼吸を合わせながら、自然に過ごす事は高度な技が必要です。暮らしは連続した判断（自分らしい）行為の積み重ねなのではないか？と日々感じて、家政婦さんの仕事の領域が同じですが、ヘルパーが手掛かりとしているのは「本人らしい暮らし」という尊厳や人権にかかわる部分なのだと理解できました。

また、訪問先の約7割が認知症状をお持ちの方と云う点からも生活の中で獲得した、体感記憶が失われてしまう事への恐怖感が強いと？仮説ができました。それでも実践のひとつ、一つを思い出しながら言語化する事は簡単な事ではないのは事実です。

今、2020年の介護保険改定で論議されているのは要介護1・2への生活援助を外して、ボランティアでも出来る地域総合事業への移行という流れです。

ホームヘルプ労働は6割が家事労働中心であり、家事労働は女の仕事とされ、今回の改定は差別社会の中で地位の低さがそのまま政策にも反映しているものとも理解できます。人と暮らしへの理解が全くないと！

3. 「ふつうの暮らし」の言語化が裁判へのはずみ

ヘルパーの行っている仕事への言語化のヒントは青春時代を過ごした新日本スポーツ連盟の「科学的なスポーツ観」の学び（人間の可能性を人間らしい行為＝人権と捉える）にありました。

例えば野球の場合、バッターが球を「カーン」と打った瞬間に野手はその「音」を聞いただけで、どの方向に、何メートルぐらい飛ぶのかを瞬時に判断して一目散に背中を向けて球の落ちる位置に移動する事。この行為はプロ選手だけでなく少年野球チームの子ども達にもみられます。その根幹には「空気振動」を体で感じ取る力が人間には備わっているからなのです。これを介護職が重要視しているコミュニケーション、五感・体感である点と人間の可能性という点で整理して考えてゆく事が出来ないだろうか？と考えてみました。

在宅はそれぞれに違った「ふつうの暮らし」を継続的にサポートする事から、ふつうを言語化する難しさゆえ、専門性を視にくくしている。意識しにくい生活と人の暮らしを中々整理できなかった理由でもあると思います。しかし、自身のケアの振り返りを通じて「一瞬で元気になれるというシーン」または「一瞬のうちに意気消沈したシーン」を思い出しながら記録してゆきます。

例えば次のような瞬間です。佳代さん（仮名）85歳。半年前にご主人が亡くなった。わずか半年の介護で失くしたのでとても後悔していると口癖のようにおっしゃる。現在、一人暮らし。腰椎すべり症から、葬儀中に立つことができなくなり、ご本人も2ヶ月間入院して在宅に戻り3ヶ月目。うつ症状と軽い認知症状が見られる。要介護1で訪問は週2回。入浴見守り・買い物・掃除。洗濯物干し、ディサービスに週に2回のプランで、私のその日は掃除のプラン45分でした。

「あなたの顔みると、ほっとするよ～」と玄関に立ってヘルパーを出迎える。（室内杖使用）ゆっくり、体をゆすりながらダイニングのイスに座り、遺産相続のごたごたを話される。娘さんの「育て方を間違えた」と涙ぐまれる。ヘルパー、「お茶を沸かしますね」とレンジに立ちながらレンジの汚れ具合を見る。料理をした跡がない。「お腹すいていませんか？」と声を掛けますと「食べる気力がない」との返事。それはもっともだと同調しながら、なんとか食への意欲を引き出そうと冷蔵庫前にあった、ビニール袋に目を止める。床の雑巾がけをしなら、袋を覗くとしなびかかった「ホーレン草」。

ヘルパー「この、ホーレン草お水を欲しがっているみたい」と声をかけると「流しのボールに水を張って、つけてちょうだい」とヘルパー茎だけ水につけ「これで良いですか？」というと「テープを取って、ばらして水に全体を放すようにつけて」と続けて「あなた、知っている？丈の短いホーレン草は甘

いんですって、ずっとしているのはカッコばかりなのよ」とヘルパー「丈は知りませんでした。根本の赤みが濃いほど甘いと」と応じ、続けて「今の時期は甘みを増すのですよね～おひたしだけでなく胡麻和えなんて美味しいですよ」その一言で、Aさんは子どもたちと一緒にゴマを摩り下ろした楽しいひとコマをお話され、「あの頃はいつゴマをするの」と私にまわりついてきたのと笑顔。「大小一杯あったすり鉢は何処へやったかしら？」と探し出されました。残念な事に援助時間はここで時間切れでした。

45分の生活援助のプランは、トイレ・風呂・台所の掃除と洗濯もの干しで、食へのアプローチはありません。介護計画に「食事へのサポート」が必要な状態を説明するために上記の経過を書き始めた時に、今回の訪問で「何故？うつむき加減の佳代さんが一瞬のうちに体を動かさず状況になったのか？」といった実践（介護過程）が本人らしい暮らしをつかむ上では大事なポイントではないかと改めて考え、会話の中から佳代さんが瞬間に思い出した事を五感（体感記憶）で整理をしてみた。佳代さんにとっての「ホーレンソウの胡麻和え」という生活文化は、五感を通じて体感記憶として生活の中に蓄積していたのではないかとそれを一瞬の内に思い出されたのではないかと想像である。

以下の様に五感・体感記憶で分析出来ました。

聴覚・・・こどもたちのワイワイとした声、ゴリゴリとするすり鉢の音

触覚・・・ずっしり重いすり鉢、丸いすり木、ゴリゴリと反応する胡麻

嗅覚・・・胡麻のかおり、醤油と砂糖の甘いかおり

味覚・・・醤油と砂糖の甘味、胡麻の味

視覚・・・こどもたち、土色の調理器具、プチプチした食材、

本人らしい生活の厚みを可視化して、一瞬の変化という点の回答が出来ると考えています。「家事援助は誰でもできる」とボランティア導入に舵を大きく切っている介護保険から、家事（生活）を切り口に



人間らしく生きる権利をサポートすると豊かな「人間らしい暮らし」の追求と云う、社会発展の課題を捉えなおしています。

左写真

「6・29今こそ高齢者・しょうがいしゃ・介護者が共に生きられる社会へ集会」で80人以上の参加者がありました。

4. 2000年介護保険開始以降、労働環境の未整備な状況は悪化している

訪問時間	プラン	待機	移動	訪問先の要介護度・主なサポート内容
9:00～10:30	生2身1	0	20	1食・買・調理 96才 一人
11:00～11:45	生2	10	20	1掃 糖尿病 82才 一人
12:40～13:40	身2	35	10	2食・ディ迎え 80才 一人 パーキンソン病
15:30～16:00	身1	110	20	2 キャンセル 認知症 不在 85才一人
16:00～16:45	生2	0	20	1掃 うつ病 85才 夫95才
17:00～17:45	生3	-5	10	2食 パーキンソン病 83才一人
10:00～10:45	生2	0	10	予掃(*) 両膝関節症 90才 一人
11:00～12:30	生3	5	10	1食 認知症 87才 一人
13:00～14:30	生1身2	20	20	1食・入浴 85才 夫90才
15:30～16:00	身1	40	10	2排泄 認知症 90才 一人
16:00～17:30	身1	-10	20	1食 認知症・失語症 90才一人

(*)予掃 … 予防掃除

この表は月曜日と火曜日の筆者の勤務表です。裁判で問題にしたいのは訪問中の移動時間・待機時間・キャンセル等の（太字は不払い）についてです。

介護保険が始まってから20年にわたり、改善されるどころか、訪問時間が短くなることで、総収入も減っているというのが現実です。

この表にある事務所の働き方の場合、約30分前に出勤して、当日の申し送り事項や1日複数回訪問する方の鍵の受け渡しや電動自転車等への乗り換えを行っていますから、訪問の前後に拘束時間が付きます。始業は8時30分から就業は18時。週4日勤務の平均10時間拘束です。実際に訪問先の時間のみが賃金計算となっていますので、平均収入は5.5時間のみです。厚生労働省が調査した短時間労働者の全国集計（2019年度調査）拘束6.5時間に対し、実働3時間分しか収入になっていないという事でも拘束時間の半分しか賃金が出ていないという事が分かります。

また、翌火曜日のスタート時間が10時からとなっていますが、これはその前の週に脱水で緊急入院をした利用者の退院を待っている為の待機枠です。

本来の「変形労働制契約」であれば、9時～10時はキャンセル扱いとなり、労働基準法で言えば休業補償の対象ですが、事前にキャンセルが分かっているという理由で不払いとなっています。こういった判断で休業補償の対応となっていない事業所が圧倒的です。一か月の収入は安定せず1、2万違うのは当たり前で、5万円収入となった事も有ります。ですので、「国民年金」も掛けられない月が出て、30年勤務していても22年6か月分という結果でしたので、「10年短期年金」の制度が出来るまでは、老後は無年金にならざるを得ないと覚悟を決めていたのです。

何故、このような状況が改善されないのでしょうか？様々な処遇改善対策がされていても、根幹的な問題点が改善されていない事に要因があります。

それは、在宅の支え手となっている訪問介護事業を起こす際、有資格者が2.5人集まれば簡単に立ち上げる事ができるという基準に一因があります。

事業所を運営するにあたってこの人数で労働基準法を守る事が出来るでしょうか？有給休暇すら取れずに必死で働く姿は容易に連想できると思います。

私の地域では10人以下の小規模な事業所が6割を占めています。

もう一つ、労働基準法を守れない大きな要因は事業を運営する上で必致義務の「サービス提供責任者」（以下サ責）という管理職を（ヘルパー10名に1名、または450時間に1名）置かなければなりません。サ責の業務は多岐に渡ります。しかし事業所の個別努力で介護報酬から賃金を確保する事から、私たち登録ヘルパーは鵜飼の鵜のように出来るだけ効率よく働かされるというイメージなのです。入退院や死亡等で収支バランスが崩れがちな業態の中、労働基準法を守る事が出来ないという大きな要因の一つに改善が入っていないからです。

5. 予期せぬ年金と出会い

民主党政権になった当時、短期年金が出来た事で、私の老後は少しだけ救われる思いがしました。ヘルパーの仕事をしながらなんとかやっとなんとか掛けていた年金が63歳から老齢基礎部分（私の場合1か月3万円）が出るのです。もちろん年金事務所に手続きに行きました。すると、消えた年金部分が出てきて短期から満期に格上げ？され60歳からの分がまとまって支給されたのです。

まとまったお金を手にするのは久々で、その時、この年金で国を相手にして裁判をおこそうと思いました。無年金になる所だった私がシステムで救われたのです。ですから、「労働基準法も守れない介護保

「違法は法律違反」という裁判も成り立つのではないかと・・・事業所責任にして逃げる国を許さない！

そんな時、ヘルパーとして働いて、裁判経験のある伊藤みどりさんとも出会ったのです。それからは無謀な裁判を引き受けてくれる弁護士さんを探しました。国賠訴訟を何件も持っていらっしゃる女性弁護士の山本志都さんに引き受けて頂く事が出来ました。

この裁判は高齢社会を迎えている日本の社会を支える在宅介護現場の働くヘルパーが労働法や労働基準法が守られ、これから育っていくヘルパーが安心して仕事が続けられる業界にしてゆけたらと思っています。年収 150 万円を切り経済的にも厳しい登録ヘルパーが、お金のかかる裁判に年金が出るまで取り組めなかったのは悔しい事なのですが、ヘルパー人生、老後の楽しみが増えた気持ちで裁判に取り組みたいと思っています。ご支援よろしくお願い致します♪





緊急カンパのお願い

ACW2の会計の状況は、火の車です！

6月～9月分会計報告

カンパ¥189,050

収入¥541,050 支出¥651,561

いつも会費をありがとうございます。

しかし、今も、ACW2の会計の状況は、火の車です。

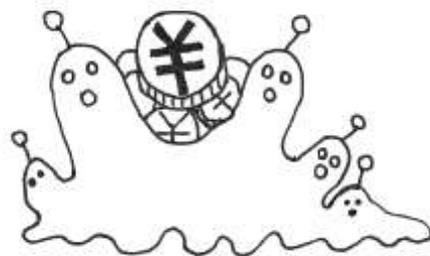
年4回送る「かもす通信」の郵送代や印刷にかかる費用が大幅に値上がりしたため、団体の財布の中みは10万円を切っています。そのため、今年は(払うことにしていた)ボランティア相談員の交通費も支給できていません。

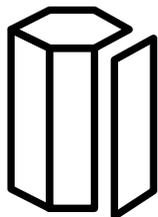
そこで、お願いします。「**秋のカンパ**」をお願いします。

また、「はたらく」ことに関心や問題意識、こだわりをお持ちのお友達やお知り合いの方に、ACW2を紹介してください。そして、ACW2を助けてくださるようお願いしてください。

また、なにかこの財政難を乗り切る術をアイデアをお寄せください。

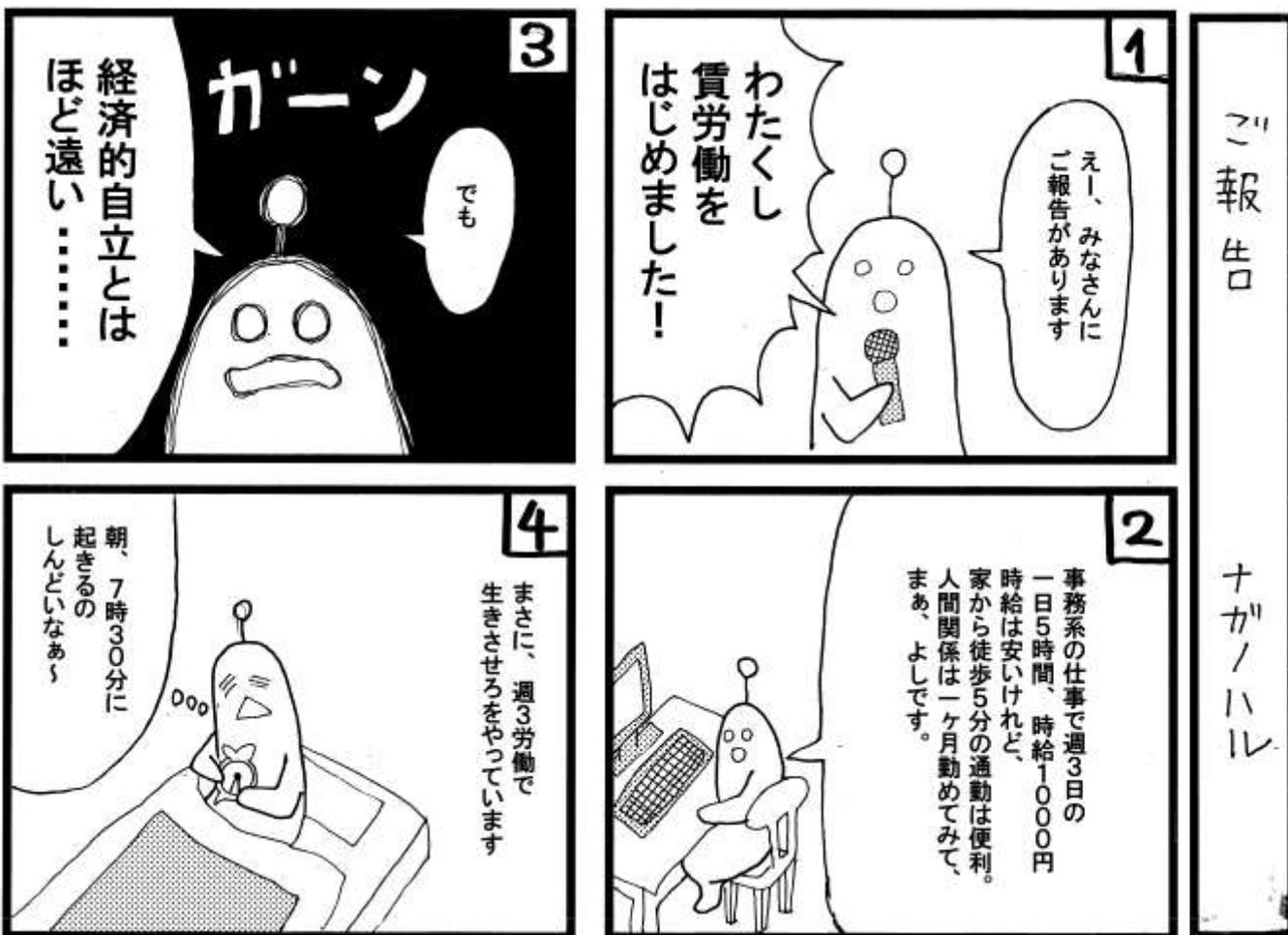
どうぞよろしくお願いします。





編集後記

- ◆ 9月最後の3連休は、1週間前の東京3連ちゃん頑張り？の疲れで発症した風邪を引きずったままスタートした。ゆっくり過ごせば風邪も良くなるかもしれないと思いながらも、1日目はキャリアコンサルタントの仕事をアピールするために、私の子どもと同世代のインタビューさんと写真家さんをお願いして、インタビューと撮影。2日目は、もう5年以上前に「高年齢雇用継続給付金」について、情報を提供した方とばったり出会ったところ、「教えてもらって本当に良かった。是非、お礼がしたいので、ランチをご馳走したい」と、豪華ランチで楽しく過ごしたのですが、.....
最終日の3日目は、朝5時起きで、現在九州・沖縄支部長をしているもう一つの団体の作業でスタートし、朝食後は、ACW2のニュース作りに没頭。私の肩甲骨も手首もバリバリ痛くなり、PCもダウン気味で泣きたくなり、午前を終了。午後から、もう無理と思っていたところ、坂本さんがニュースの作成を引き継いで下り、坂本さんが「神様」に思えました。
なんだかな～、なんだかな～、なんだかな～の3連休が過ぎました。(佐崎)
- ◆ お彼岸過ぎたらグッと涼しくなることを期待していましたが、まだまだ暑く、事務所への往復だけで一汗かきます。運営委員でありながら、なかなか会議に出席できず、いつもモヤモヤしております。今回は運良くかもす通信の編集作業日に予定がなかったため、初めて関わらせていただきました。すでに原稿は集まっており、佐崎さんがほとんど形を作り終わってくれていました。ここまでが大変なのに～私は最後に体裁を整えただけですが、運営委員のしている仕事の一端をようやく担えました。センスがなく、とにかく仕上げたと言う感じですので、次のチャンスにはもう少し見栄えよく作れたらなあと思います。(さかもと)



働く女性の全国ホットライン 0120-787-956

5・10・15・20・25・30日 平日 18:00~21:00 / 土日祝日 14:00~17:00

会員のあなたもぜひご利用ください。毎月5日はセクハラ集中相談日

【住所】〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル3階

【TEL】03-6803-0796 【FAX】03-6803-0726 【e-mail】office@acw2.org

【HP】<http://wwt.acw2.org/> 【Twitter】<https://twitter.com/acw2org>

【正会員年会費】(性自認女性) 1口 2,000円 3,000円 5,000円 10,000円

生活困窮者 1,000円

【通信/サポート会員】(男性歓迎) 1口 2,000円(何口でも可)

【郵便振込】00130-1-669637

【銀行口座】三井住友銀行 渋谷支店 普通 8658522

感想・あなたの原稿などお待ちしております。「かもす通信」係までお寄せください。

2019年10月発行 第45号/編集・発行 はたらく女性の全国センターACW2

ホームページ、ツイッター、会員メーリングリストで毎日情報更新中